

スーパー定期規定＜自由金利型定期預金（M型）規定＞（複利型）

自動継続の規定および預金の成立・支払時期、証券類の受入、反社会的勢力との取引謝絶、預金の解約・書替継続、届出事項の変更・通帳の再発行等、成年後見人等の届出、印鑑照合等、譲渡・質入の禁止、保険事故発生時における預金者からの相殺規定、規定の変更については共通規定に記載しています。

1. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については共通規定の1. (2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって、6か月複利の方法で計算し満期日以後（自動継続の場合は満期日）に支払います。なお、自動継続扱のこの預金は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2)この預金の満期日（自動継続の場合は継続停止後の満期日）以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を上記共通規定の6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入期間」といいます）および【期限前解約利率表】の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4)預入日の1年後の応当日以後の満期日までの間に、1万円以上1万円単位の金額でこの預金の一部を解約することができます。この場合は、一部解約する金額に上記(3)により計算した利息を一部支払いする元金とともに支払います。
- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(2021年3月1日現在)